

中津川市・恵那市
ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書

中津川市、恵那市（以下、「構成団体」という。）は、ごみ処理事業の効率化等を図るために、それぞれの市域から発生する一般廃棄物（し尿を除く）を対象に広域処理を行うことに際し、両市の役割分担を定め、相互にごみを共同処理するための基本方針について下記のとおり合意する。

記

- 1 一般廃棄物処理施設、中継施設、最終処分場及び付帯施設の建設及び管理運営について協議する。
- 2 新ごみ処理施設の一般廃棄物処理対象地域は、構成団体の行政区域とする。
- 3 新ごみ処理施設の稼働目標年度は、令和15年度を目途とする。
- 4 本合意書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、構成団体で協議の上、決定する。

この基本合意の証として、本書2通を作成し、中津川市、恵那市において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4 年 3 月 28 日

中津川市

中津川市長

青ヶ原光

恵那市

恵那市長

小坂喬峰